

◆雇用促進助成金（企業・団体への助成）

U・Iターン者、新規学卒者を新たに雇い入れた企業や団体に給与の一部を助成します。

○対象者

移住して1年以内のU・Iターン者、能登町に住所を有する新規学卒者を雇用した町内に事業所を持つ企業・団体（他に国・県・町の補助金を受給している企業・団体は除く）

ただし、以下の場合の対象としません。

- ①農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による事業を行う場合
- ②病院及び診療所並びに金融機関
- ③町税等を滞納している場合

○条件

- ①本町に事業所を有する企業・団体であること。
- ②新規学卒者又はU・Iターン者を正規雇用し、当該雇用期間が6箇月を超えて引き続き雇用していること。
- ③対象雇用者の勤務地が本町内であること。
- ④U・Iターン者は、本町に住民登録前後1年以内の雇用であること。

○交付金額・期間

1人につき月額基本給の1/3以内とする

【限度額50,000円】

※雇用後7ヶ月目から6ヶ月間交付する